

尾張国春日井郡の新田村

梶川 勇 作

はじめに

近世の尾張地方における村々の状況を知るうえで、「尾張徇行記」(以下では徇行記と略称する)は重要な文献である。これは、文化年間前後に尾張藩上、樋口好古が著わした村毎の地誌である。これには、村高、社寺、戸数、人口のほか、村の様子が記載されている。尾張には寛文十二年に完成した「寛文覚書」という藩撰の地誌があるが、記載の内容は徇行記のほうが詳細である。本稿では、「徇行記」に基づいて、春日井郡における近世の新田村の成立過程を明らかにしたい。

尾張地方では近世におよそ高一三万三千石の新田が開発された。その過半は、伊勢湾沿岸、とくに木曾川河口地帯の海面干拓によるものであった。しかし、内陸にある春日井郡では洪積台地が新田開発の中心であった。春日井郡では本田高一三万三千余石に対して、近世におよそ高一万九千石の新田が開発された。この新田開発にもなって文化年間までに成立した新田村は三六か村に及ぶ。しかし、これらのうち八か村(村中郷新田、一ノ久田人鹿出新田、江崎人鹿新田、長齋新田、長塚新田、中根新田、太賀藤新田、大蒲新田)は、各々独立した村として扱われてはいるが、文化年間に人家はなかつ

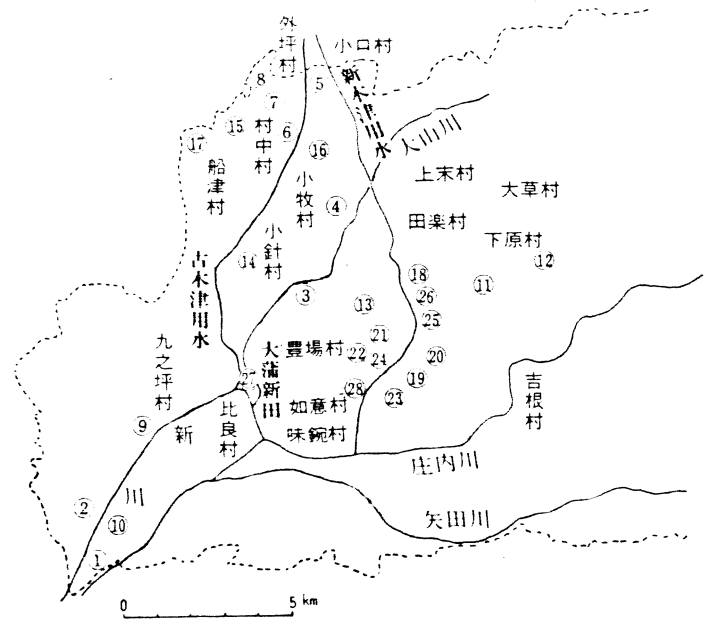
た。この八か村を除く、つまり集落を形成していた新田村は、表に示した二八か村である。これらのうち①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩は自然堤防に立地しているが、他は郡域中央部に広がる洪積台地の開発によって成立した村である。

一、水利事業

この洪積台地の新田開発は、入鹿池の築造から始まる。入鹿池築造の計画は、寛永五年に上末村の落合新八、鈴木久兵衛、小牧村の江崎善左衛門、村中村の丹羽又助、外坪村の舟橋仁左衛門、田島村の鈴木作右衛門の六名(六人衆といつた)によって立てられ、成瀬正成を通じて藩主義直に請願された。藩主は水奉行に命じて、同九年に着工させ、翌十年二月に入鹿池が完成した。池の築堤のため、一河内の国浪人、甚九郎といへる者、土築功者のきこへあるにより、呼よせ築留さするに、段々工夫を以て棚築と申ものにて築つめし由いひ伝へり、而して後此堤を河内屋堤となづけり」といふ(3)。六人衆の多くもまた浪人であった。池の完成直後から新田開発が始められた。水奉行は寛永十一年十月に六人衆にあてて、入鹿池用水の一并筋方に新田に仕百姓有之においては、西一人之者より万事之儀申付候。(中略)新田をおこし申においては三ヶ年作取並諸役御免之儀に候」といふ書面を与え、また彼らの願いによつて、翌年三月には、「今度入鹿に溜池出来に付、御領分中並他国他領之者如何様之重罪たり」と云とも、其咎を免許被下置候間、新田伐起望之者於有之は、前件之趣申聞呼越候様可致者也」といふ高札を小牧原新田と河内屋新田に建てて、入植者を募集した(4)。

寛永十七年には、六人衆は藩主から各々高十石の除地を与えられ、新田頭に命ぜられている。入鹿用水によって開発された新田の検地は、寛永十七年に第一回が行われ、正保三年と寛文二年にも検地があった。これが入鹿新田と総称されるもので、その高は、丹

羽郡で千七百石、春日井郡で五千百石（合わせて八百余町歩）に及んだという。しかし、入鹿用水の末端地域を初めとして、水不足のところが多くなったので、新田頭らは木曾川から水を引く計画をたてた。



新田村の状況（文化年間）

新田村名	村高	田	畑	戸数	人口	初遷入の年次
1. 土器野新田	83石	37反	114反	86戸	465人	寛永年間
2. 助七新田	200	139	65	22	100	正保年間
3. 春日寺新田	81	71	11	9	31	〃
4. 北外山新田	246	185	55	73	234	〃
5. 岩崎原新田	126	129	15	44	184	〃
6. 間々原新田	363	351	65	55	213	〃
7. 村中原新田	171	152	41	39	195	〃
8. 河内屋新田	194	176	31	35	147	〃
9. 加島新田	62	37	38	6	18	〃
10. 小場塚新田	318	215	82	36	148	〃
11. 下原新田	689	480	314	207	862	慶安2年間
12. 大泉寺新田	168	147	55	34	165	承応2年間
13. 春日井原新田	934	774	354	246	1,125	寛文2年
14. 小針巴新田	272	237	75	83	290	〃
15. 入鹿出新田	366	314	91	66	271	〃
16. 小牧原新田	780	708	186	117	522	〃
17. 三滞原新田	83	58	67	16	69	〃
18. 大手池新田	68	270	23	9	33	貞享3年
19. 下条原新田	45	34	34	45	173	元禄6年
20. 上条新田	173	56	154	84	354	元禄9年
21. 如意申新田	72	12	121	41	171	享保1年
22. 稻口新田	87	25	97	22	96	〃
23. 八田与吉新田	25	—	50	3	15	享保12年
24. 妙慶新田	42	—	70	14	70	寛保2年
25. 大光寺新田	125	—	221	181	809	延享3年
26. 八光寺新田	6	—	11	20	43	宝暦6年
27. 喜総治新田	108	108	23	9	37	天明8年
28. 味鉤原新田	—	—	—	301	1,401	—

(注) 「尾張廻行記(二)」による。左端の番号は表中の番号に対応する。

丹羽郡木津村において木曾川の堤に杖を伏せて水を引き、そこから同郡小口村までを掘割って台瀬川につなぐものである。この大井堀の開きくは慶安三年に完成した。現在の古木津用水がこれである。これによつて入鹿用水地域の南西方面の開発が進んだ。⁸⁾

二つの用水の間には春日井原と呼ばれる原野が広がっていた。新田頭らは春日井原の開発を計画したが、用水が不足したため、第三の用水の開きが行われた。この新木津用水は小口村から大井堀の水を引き、田楽を経て、味鏡村で庄内川に合流するもので、寛文四年に完成した。これによつて春日井原に四一〇町歩(高三千二百石)の新田が開発された。⁹⁾

寛文年間までにこれら三大水利事業が行われた。そのため、春日井原の新田開発は近世初期に盛んであった。新田高一万九千石のうち、一万一千石は、慶長から寛文十一年までの約六十年間に開かれている。これらの新田開発は、藩が直接行なつた藩営新田でもないし、町人請負新田でもない。藩の強力な保護で開発が進められた半官半民の新田開発であるといつてよいであろう。新田の開発も古木津・新木津の用水開きも新田頭の指揮のもとに行われたが、水利権は水奉行がもつていたのである。

二、蔵入地と給知

天和年間以前においては、官營の開発とはいえないが、実質上官に等しい「給人自分(起)新田」が盛んに開発された。これは、藩士が自分の知行地において新田を開発し、これを見取場とし、租米を納めたものである。「寛文覚書」によれば、春日井原における

給人自分新田は、二七か村にあつて、その田畑面積は合計二一五町歩にも達していた。図に示した新田村のうち、¹⁰⁾下原新田、¹¹⁾小針已新田、¹²⁾味鏡原新田は、寛文年間には給人自分新田であつた。下原新田は当時は下原村東野と呼ばれた。下原村を知行地としていた藩付家老、成瀬隼人正が開発した広大な(田畑九三町歩)新田であつた。成瀬隼人正は、大草村にも新田(十二町歩)を開いた。味鏡原新田は、味鏡村を知行地としていた藩付家老、竹腰山城守が承応元年から開発した新田(十町歩)であつた。竹腰山城守は下条村でも新田を開いた(一町歩)。小針已新田は、小針村に付属していた給人自分新田(二六町歩)と入鹿出新田(六町歩)が後に独立した村である。

天和二年に藩では財政難打開の一策として、これらの給人自分新田を藩直轄の蔵入地とした。これが「上り新田」である。¹⁰⁾しかし、「徇行記」によれば、下原新田の村高六八九石のうち、二七二石は成瀬隼人正の給知である。また味鏡原新田は竹腰山城守の「請控」の見取田畑一一四町歩から成つている。請控とは、「御家中之輩知行之内、本村は給知御座候処、其村に附候御蔵入之見取所新田等、子細有之、給人に引請、御年貢差出候」¹¹⁾をいうのである。小針已新田はすべて蔵入地であつた。

図に示した新田村のうち、「一円給知」であつたのは、春日寺新田と岩崎原新田であり、蔵入と給知が混在する「蔵給立合」の村は、前述の下原新田のほか、北外山新田、間々原新田、村中原新田であつた。これらはいずれも、比較的早い時期に開発された村である。これは、給人自分新田を上り新田にした頃から、藩は新田には原則

として給知を割り当てないようにしたからである。古村には「葦給立合」が多いのに対して、新田村には「一円蔵入」が多いのである。

土器野新田には、間嶋村明眼院の寺領（畑六町歩）があり、また大泉寺新田には退休寺領（三〇石）があつた。如意申新田には、吉根村の龍泉寺の寺領（田畑三町五反歩、高三四石）がある。かつて龍泉寺は吉根村の多羅々ヶ池新田の土地を灯明料として寄進されていたが、元禄十四年にその土地が一川欠潰一になつたため、その換地として如意申新田の土地を与えられたのである⁽¹²⁾。

春日井原新田と如意申新田には鬼頭平六の領地があつた。その先祖吉兵衛は、竹腰山城守の知行地であつた美濃國安八郡大牧村に大牧新田を開いた功によつて、元禄三年に竹腰山城守から大牧新田に田畑二十町歩（高二二五石）を与えられた。しかし、大牧新田は宝永元年に上り新田となり、山城守の請控となつたので、換地として中島郡三宅古川新田に八町九反歩、春日井原新田に六町九反歩、如意申新田に四町二反歩の田畑を与えられたのである⁽¹³⁾。明治の地租改正後、鬼頭家がこの土地を売却した際に、その土地の所有権をめぐつて裁判事件が起きている⁽¹⁴⁾。

三、村の成立

入鹿池が築造されたところには、かつて入鹿村があつた。村がつぶれた時、村の住民は丹羽郡の前原新田、奥入鹿新田、神尾入鹿新田のほか各地に移住した。區の西入鹿出新田は、一入鹿村より百姓九人程此地へ移りしにより如此名付けられたのである⁽¹⁵⁾。寛文二年に検地が行われ、同十一年頃には三二戸の村になつてゐた。「入鹿

出新田と相唱ふるは入鹿村より引移り、其村人きりひらきし新田をかく称す」というから、一ノ久田入鹿出新田も同様である。この村は正保年間に検地をうけ、寛文年間には七戸の人家があつたが、文化年間には住民のいない村になつてゐる。神社だけが残つてゐる。この村は「一円給知」であつた。これら二つの新田のようには一村を形成しないが、切添新田としての入鹿出新田は、南外山村や文津村、田楽村などにもあつた。

河内屋新田について、徇行記は、「新田頭三左衛門五代以前之先祖仁左衛門、河内国より来りて開墾せし故かく名づけり。入鹿池河内屋堤も仁左衛門築きけると也」としてゐる⁽¹⁶⁾。これによれば、河内屋堤を築いた河内の浪人甚九郎が後に新田頭として舟橋仁左衛門を名のつたことになる。しかし、仁左衛門は外坪村にいた浪人の子で、寛永三年に河内屋新田に移住したとする文献もある⁽¹⁷⁾。甚九郎とその一族がこの地に住んだことは確かとしても、新田頭仁左衛門とは別人であろう。村中原新田は村中村にいた新田頭（丹羽氏）の開墾であり、小牧原新田も上末村から新田頭（落合氏）が移住して開いた。小牧村にいた新田頭、江崎善左衛門は、江崎入鹿新田の開墾者である。この村は寛文年間に検地をうけている（田畑六町六反歩）が、文化年間にも人家はなかつた⁽¹⁸⁾。

春日井原新田には、田楽村にいた新田頭、鈴木作右衛門と田楽の住民が移住したが、如意村から移つた者も多い。この新田は広大であるので、住民の出身村は多方面にわたつてゐる。田楽村、如意村のほか、豊場村、岩倉村、外山村、比良村、舟津村、志段味村などにから入植している。遠江、伊豆、美濃からも相当数が移住してゐた⁽¹⁹⁾。

寛文年間には五六戸、文化年間には二四六戸にもなっている。如意申新田は、如意村の住民が寛文年間から開墾し始め、移り住んだため、当初は如意新田といったが、享保元年申年に検地が行われてからは如意申新田となった。その南の稲口新田は、万治年間に美濃国加茂郡稲口村（現在は関市）の住民が移住・開墾したため、この名がつけられた。徇行記によれば、二二戸すべてが高持百姓であった。

味鏡原新田は、承応元年に竹腰山城守が、「御自分に被仰出、其節当新田に御小屋御建られ、則渡辺基助殿と申仁右小屋を預り御仲間式拾人召抱られ、小頭石原惣九郎引廻しにて御手作御座候。一味鏡村から移住したほかに、海東郡富塚村や知多郡藪村、横須賀村、美濃国各務郡各務村、可児郡河合村などから移住してきた⁽²⁰⁾。徇行記によれば、この村は検地をうけていない見取（田二四町歩、畑九十町歩）の土地だけであるが、戸数が三〇一戸もある。そのうち一一戸は無高であった。「元来見取所故に田畝の間も延、又諸役もゆるやかなる故に、細民多き中にも農商を兼たる富有の者も入交り、質屋四戸、酒店一戸、農商を兼たる者七、八戸あり。」⁽²¹⁾としてい

喜総治新田とその東の大蒲新田は、以前は比良村の土地であった。この一带は、大山川や古木津用水、味鏡川などが庄内川に合流する場所であるため、低湿で水害を受けやすかった。大蒲新田は元禄六年に開発されたが、「同十五年に至て禿」となった⁽²²⁾。この新田が再開発されるのは、大蒲沼の堤防改修（寛延元年）以後のことである。徇行記によれば、この新田は十九町歩余の見取所であり、人家はない。後の文政三年に豊場村から入植して本格的開発が始まる。喜総治新田の土地は、「初め中島郡三宅村野口善左衛門控居たりしが、

享保二酉年中萱津村平八と云者、ここに來りて先づ流作場に仕立、宝曆三酉年愛知郡戸部下新田喜総治へ売渡し、同五亥年平八始めてつり、百姓となり、夫より入百姓漸々増し⁽²³⁾」たとい。この新田が検地をうけたのは、庄内新川開さく（天明四年）後のことである。

新川の開さくによつて、庄内川北岸の村々は水害を被ることが少なくなつたのである。徇行記は小場塚新田について、「新川開さく以後は水害をのがれ、年々完成の田地となれり。然し水害に度々あひし頃、田畝質流となり、於今富戸の田地を承佃する者多き故に、加地子米の費ありて貧村なり」と書いてい⁽²⁴⁾

一つの村を形成していても、新田村には神社も寺もないことが少なくない。ことに寺のない村が多い。表に示した二八か村のうち、一八か村には寺がない。一般に、新田の開発の初めに神社が建てられ、後になつて寺が建立される。例えば、小牧原新田では、開発に着手した寛永十年にすでに天王社が建てられたが、大乗寺が知多郡師崎村から移されたのは享保七年であり、九〇年ほどの隔たりがあった。

如意申新田には寺がなかった。宝曆三年の宗門改帳⁽²⁵⁾によると、住民の旦那寺は、如意村の瑞応寺か岳桂院であった。昭和十五年現在の調べでは、六六戸のうち、四四戸が瑞応寺、一五戸が岳桂院の旦那である。遠方から來住した者は、新田の近辺の同宗門の寺の旦那になることが多い。例えば、稲口新田の住民は、美濃から來た先祖が黄檗宗であったので、柏井村の慈眼寺（黄檗宗）を旦那寺としてい⁽²⁶⁾

春井原新田では、田楽村の出身者が寛永十八年に新光寺を建て、

慶安元年には八幡社を建てて氏神とした。一方の如意村出身者は慶安三年に龍昌寺と神明社を建てている。八幡社と神明社が合祀される元禄三年までは二つの村に分かれた状態であつたらしい。この新田の安政三年の宗門改帳⁽²⁷⁾によると、住民一、三五〇人のうち、新光寺の旦那(四〇八人)と龍昌寺の旦那(一五五人)は半数にも達していない。移住してから相当長い年数を経ても、新田の住民の多くは、祖先の出身村と寺を通じてつながっていたようである。
(金城学院大学文学部)

注

- (1) 『尾張徇行記』(全五卷)名古屋叢書続編 第四〇八卷、名古屋市教育委員会 昭和四一〇四年発行。寛政四年春に稿を起こし、三一年後の文政五年五月に完成した。知多郡の西北部と葉栗郡の分は今もなお未発見である。
- (2) 『寛文村々覚書』(全三卷)名古屋叢書続編 第一〇三卷、昭和三九〇四年発行
- (3) 『尾張徇行記』(三) 一九五―七頁
- (4) 『愛知県史 別巻』(昭和十四年、愛知県発行)七三六―七頁
- (5) 前掲(3) 二九八頁
- (6) 『地方古義』名古屋叢書続編 第三卷 三〇八頁。『愛知県史 第二卷』(昭和十三年発行、五二〇頁)は、第一回検地を寛永十年としているが、誤りであろう。
- (7) 『寛文村々覚書(上)』三七七―八頁
- (8) 『愛知県史 第二卷』五二一頁

- (9) 前掲(8) 五二二頁
- (10) 『地方品目解』名古屋叢書 第十卷・四四五頁
- (11) 前掲(10) 四六一頁。味鋺原新田が請控になった理由については、『春日井市史 資料編』(春日井市、昭和三八年発行)二二三頁参照。
- (12) いずれも『尾張徇行記』(二)による。
- (13) 前掲(6) 三〇九頁、四〇九頁。鬼頭吉兵衛について、前掲(8) 五二二頁参照。
- (14) 太田盛一『春日井市史』春日井市 昭和十八年発行(一九九―五三頁)
- (15) 前掲(12) 三〇一頁
- (16) 前掲(12) 三七七頁
- (17) 『東春日井郡誌』(大正十二年、東春日井郡役所) 一七六頁
- (18) 前掲(12) 三二九頁、三六二頁
- (19) 前掲(14) 四七―六二頁。同書には、昭和十五年の現住者の先祖の出身地調査の結果が掲載されている。
- (20) 『春日井市史 資料編』二二二頁
- (21) 前掲(12) 一一五頁
- (22) 前掲(6) 三〇九頁
- (23) 前掲(12) 六八頁
- (24) 前掲(12) 五五頁
- (25) 前掲(20) 二九一―四頁
- (26) 前掲(14) 一一一―四頁
- (27) 前掲(14) 一一一―二二頁